

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機軸電圧が点検・清掃する目安値を超えたため、接地装置を点検・清掃	対象外	
2	1号機	サービス建屋エリア放射線モニタに放射線高の警報が発生しすぐに消えたが、警報発生履歴に残らなかったため、当該装置を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉圧力容器耐圧試験の準備において、主蒸気配管（C）流量検出器用高圧側配管流量制限逆止弁に動作不良（開不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	プロセス計算機にデータ伝送制御装置の予備側が自動再起動する事象が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷凍機入口温度調節計の点検において、出力指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を交換	D	
6	2号機	原子炉隔離時冷却系蒸気ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系排風機（B）の起動回路に動作不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
8	3号機	不適合管理委員会はプラント起動段階で不適合の管理状況を確認するが、起動に伴う確認において、確認漏れ（1件）が認められたため、当該不適合件名の管理状況を確認し、対応検討	C	
9	3号機	炉心スプレイ系テスト可能逆止弁の制御用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	C	
10	3号機	タービン建屋1階熱交換器室内の主蒸気配管エルボ部保温材より一時的に凝縮水の滴下（1滴／20秒程度、汚染無し）が認められ、その後、滴下が無くなったことを確認	D	
11	5号機	原子力安全基盤機構（JNES）による中性子計測系局部出力領域モニタ検出器取替工事の溶接事業者検査安全管理審査について、計画書溶接設計審査結果の計画書に一部誤記（添付書類チェック欄）があることについて指摘を受けたため、当該箇所を訂正及び対応検討	C	
12	5号機	原子力安全基盤機構（JNES）による中性子計測系局部出力領域モニタ検出器取替工事の溶接事業者検査安全管理審査について、計画書溶接設計審査結果の計画書に一部誤記（耐圧試験圧力）があることについて指摘を受けたため、当該箇所を訂正及び対応検討	C	
13	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置制御用温度指示スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）蒸発水出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ（A）ポンプ（B）の上部に水のリーク（約300CC）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで